障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 ○障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者の認証の技術的基準(平成31年3月29日農林水産省告示第599号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2.1 生産業者 JAS 0010の3.1に従ってJAS 0010の2.5に規定するノウフク生鮮食品の生産を行う者。 注記 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。 a) (略) b) 障害者を雇用している者(国及び地方公共団体を除く。常時雇用している労働者数が 43.5人以上の事業主にあっては、法定雇用障害者数を満たしている場合に限る。) c)・d) (略)	2.1 生産業者 JAS 0010の3.1に従ってJAS 0010の2.5に規定するノウフク生鮮食品の生産を行う者。 注記 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。 a) (略) b) 障害者を雇用している者(国及び地方公共団体を除く。常時雇用している労働者数が 45.5人以上の事業主にあっては、法定雇用障害者数を満たしている場合に限る。) c)・d) (略)